

グループホームエムズイン西野利用契約書

株式会社 T's が開設するグループホームエムズイン西野(以下「事業所」という)は、グループホームエムズイン西野を利用する者(以下「利用者」という)が共同生活住居において提供される、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援する為の法律(以下「法」という)に基づき、訓練等給付内の共同生活援助(以下「グループホームサービス」という)を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結します。

(目 的)

第1条 本契約は法に基づくグループホームサービスについて、利用者の地域における生活を支援し、事業所が提供するグループホームサービスの内容と利用者が支払うべき料金との関係を明確にし、利用者と事業所の双方の理解と合意のもとにグループホームサービスが提供されることを目的とします。

(グループホームサービス)

第2条 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のグループホームサービスを利用者に提供するものとします。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、障害者福祉サービス受給者証の認定有効期間に記載されている期間とします。

本契約期間満了日以前に利用者が障害支援区分の変更を受け、支給有効期間の満了日が変更された場合、変更後の支給有効の満了日まで本契約は自動的に同じ内容で更新されるものとします。

契約期間の満了後同じ内容で契約を行う場合、自動的に同じ内容で更新されるものとします。

(個別支援計画)

第4条 事業所において、利用の状況ならびに課題と意向を常に把握するとともに目標を設定し、利用者やその連帯保証人等への面接とサービス担当者会議を経て、サービス管理責任者が利用者の個別支援計画を作成します。

作成後個別支援計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも6カ月に一回以上見直しを行い、必要に応じて変更します。

この個別支援計画については、事業所が利用者やその連帯保証人等にその内容を説明し、文書による同意を得たうえで作成するもので、その写しを利用者に交付致します。なお利用者やその連帯保証人は、いつでも個別支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。

(利用料金)

第5条

- 1 項 事業所はグループホームサービスの提供にあたり、あらかじめ利用に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、利用者の同意を得るものとします。
- 2 項 利用者はグループホームサービスの対価として、市町村が定める負担額及び法に基づく訓練等給付対象料金を事業所に支払うものとします。
- 3 項 利用者は、本人の希望による法に基づく訓練等給付対象外サービス提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金を事業所に支払うものとします。

事業所は法に基づく訓練等給付対象外サービスに要する費用を、物価の変動その他の理由により相当な額に改定することができるものとします。
なお、改定した場合は別紙「重要事項説明書」にその旨を記載するものとします。
- 4 項 第2項及び第3項の利用料金のうち月の単位とするものについては、利用者が月の初日以外の日に該当サービスの利用を開始した場合、月の末日以外の日に利用を終了した場合は、該当月の日数を30日として、利用日数の割合で計算した額を支払うものとします。

(利用料金の支払い等)

第6条

- 1 項 事業所の利用料金は後払いとします。次月の利用料金合計額の請求書を翌月15日までに利用者またはご家族にお渡し、もしくは郵送します。
- 2 項 利用者は、前項により請求のあった利用料金の合計額を月末までに支払うものとします。
- 3 項 法に基づく訓練等給付対象外サービスでその費用が利用者にかかわるものは、その都度清算するものとします。

(事業所の基本的義務)

第7条

- 1 項 事業所は利用者に対し利用者の自立と社会・経済活動の観点から、できる限り居宅に近い環境の中で、個別支援計画に基づくサービス提供と利用者状況の把握を適切に行います。
- 2 項 事業所は利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って障害者サービスを提供します。

(事業所の具体的義務)

第8条

- 1 項 事業所はサービスの提供にあたり、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するとともに、非常災害対策ならびに衛生管理等に必要な処置を講じます。
- 2 項 事業所は、本契約に基づく利用者の質問に対して適切に説明します。
- 3 項 事業所及び従業者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者やその家族等の秘密について正当な理由がある場合を除き、第三者に開示することはありません。また秘密を漏らすことの無いよう必要な処置を講じます。
- 4 項 事業所は、用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急かつやむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 5 項 事業所は第 18 条に基づき苦情の受付・解決に際し、その内容を記録します。また苦情に対して市町等が行う調査等に協力し、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行います。
- 6 項 事業所はサービス提供に関する記録を整備し、サービス提供完了日から 5 年間保存します。利用者やその連帯保証人は、グループホームエムズイン西野事業所の業務時間内（9:00 から 18:00）に自分の記録を見ることができます。また実費を負担してコピーすることもできます。
- 7 項 事業所は、利用者の安否が 2 ～ 3 日以上確認できない場合、お部屋の中を確認する事とします。

（守秘義務）

第 9 条

- 1 項 事業所は正当な理由がある場合を除き、利用者又はその家族の個人情報に他を漏らさない義務を負うものとします。
- 2 項 事業所は従業者が退職後、在職中知れ得た利用者又はその家族の個人情報に他を漏らすことの無いよう必要な措置を講じるものとします。

（グループホーム利用上の注意義務等）

第 10 条 利用者はグループホームをその本来の用途に従い利用するものとします。

（損害賠償）

第 11 条

- 1 項 事業所は本契約に基づくグループホームサービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負うものとします。また、第 9 条に定める守秘義務に反した場合も同様としま

す。

2 項 事業所は、前項の損害賠償責任の履行について速やかに行うものとします。

3 項 利用者は、故意又は過失により事業所に損害を与えたときにその損害を弁償し、原状に復す責務を負うために損害保険に加入していただきます。
なお、損害賠償の額は利用者本人の心身の状況を考慮して減免できるものとします。

(契約の終了事由)

第 12 条 利用者又は事業所が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない理由によりグループホームを閉鎖した場合
- (3) 事業所の滅失や重大な毀損により、グループホームサービスの提供が不可能となった場合
- (4) 事業所が共同生活援助事業所の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (5) 第 13 条もしくは第 14 条に基づき本契約が解除された場合
- (6) 第 3 条の契約期間が満了した場合（契約更新の手続きをした場合は除く。）

(利用者からの契約解除)

第 13 条 利用者は、30 日以上予告期間において文書で事業所に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができるものとします。

- (1) 事業所が、正当な理由なくグループホームサービスを提供しない場合
- (2) 事業所が、第 9 条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業所が、故意又は過失により利用の身体・財物・信用等を傷つけたり、著しい不信行為があった場合、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、もしくは傷つける恐れがあるにもかかわらず、事業所が適切な対応を取らなかった場合

(事業所からの契約解除)

第 14 条 事業所はやむを得ない理由がある場合には、30 日以上予告期間

において文書で通知することにより、この契約を解除することができるものとします。ただし次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用者が契約締結時に、心身の状況及び病歴また感染症等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者が他の利用者及び職員に対し暴力や暴言、盗み等をくり返し行い、グループホーム職員より再三注意を受けたにもかかわらず改善がみられない場合
- (3) 利用者がグループホームでのルール、マナー等の他の利用者と同等の規律を守らず、グループホーム職員より再三注意したのにもかかわらず改善がみられない場合
- (4) 第5条に基づき利用者が事業所に支払うべきグループホームサービスの利用料金を2カ月以上滞納し、相当期間を定め督促したにもかかわらず、その期間までに支払われない場合
- (5) 利用者が医療機関に入院し、明らかに1カ月以内に退院の見込がない場合、または入院後1カ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
- (6) 利用者が、重要事項説明書に記載されている20項目の事業所利用の際の留意事項を守れなかった場合

(契約の終了に伴う援助)

第15条 本契約が終了し利用者がグループホームを退所する場合には、利用者の希望により、事業所は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行うものとします。

- (1) 適切な医療機関または指定介護老人福祉施設等の紹介
- (2) 他の共同生活援助事業所等紹介
- (3) その他の保険医療サービス、福祉サービスの提供者の紹介
- (4) 担当の相談室

(居室の明け渡しと清算)

第16条

- 1項 本契約が終了する場合、利用者はそれまでに提供されたグループホームサービスに対する第5条に基づく利用料金支払い義務、及びその他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2項 退去時に清掃を必要とする過度な汚れや破損があった場合は、別途清掃

料・修繕料を請求する場合がある。

(残留物の引き渡し等)

第17条

- 1項 事業所は本契約が終了した後利用者の残留物がある場合、利用者やその連帯保証人にその旨を連絡するものとします。
- 2項 利用者やその連帯保証人は前項の連絡を受けた後、3週間以内に残留物を引き取るものとします。
- 3項 事業所は前項に定める期間を過ぎても利用者やその連帯保証人が残留物を引き取らない場合、適切な者に委託して、当該残留物を利用者やその連帯保証人に引き渡すものとします。
ただしその引き渡しに係る費用は利用者やその連帯保証人が負担するものとします。
- 4項 残留物があるため他の利用者がその部屋の利用ができない状態の場合、残留物がある限り家賃が発生するものとする。

(苦情解決)

第18条

- 1項 利用者やその連帯保証人は、本契約に基づくグループホームサービスについて苦情がある場合、いつでも重要事項説明事項に記載されている苦情受付に苦情を申し立てることができます。事業所は苦情が申し立てられた際速やかに事実関係を調査し、その結果や改善の有無及びその方法について、利用者やその連帯保証人に文書で報告します。
- 2項 事業所は利用者やその連帯保証人が苦情の申し立てをした場合、これを理由として利用者に対し一切の不利益を与えません。
- 3項 利用者は本契約に基づくグループホームに関して、重要事項説明書に記載された「北海道社会福祉協議会運営適正化委員会」に苦情を申し立てることもできます。

(身元引受人)

第19条

- 1項 事業所は利用者に対し身元引受人を求めることがあります。ただし、利用者に身元引受人を申し立てることができない相当の理由が認められる場合、その限りではありません。
- 2項 身元引受人は、本契約に基づき利用者が債務を負うときは、利用者と連帯して履行の責任を負うものとします。
- 3項 身元引受人は前項の義務のほか、次の各号の責任を負うものとします。

- (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業所に協力すること
- (2) 第12条第2号以下の各号のいずれかに該当して契約が終了した場合、事業所と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること
- (3) 利用者が死亡した場合の遺体引き取り、遺留金品の処理、その他必要な措置

(協議事項)

第20条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合、事業所は法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約書を証するため本書2通を作成し、利用者、事業者双方が署名捺印の上、各1通を保有するものとします。

また連帯保証人等の立ち合いの下契約する場合、連帯保証人も署名捺印するものとします。

令和 年 月 日

(利用者)

住所

氏名

印

(連帯保証人・保佐人・後見人・家族 いずれかに○)

住所

氏名

印

(事業者)

所在地

札幌市西区西野6条2丁目8番8号

事業所名

株式会社 T's

グループホームエムズイン西野

代表者

代表取締役 津田雅功

印

